合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)

別紙1

定義

• 木材等: 木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務

省令で定めるもの(リサイクル品を除く。)[2条1項]

合法伐採木材等:我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加

エレ、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの

(リサイクル品を除く。) [2条2項]

玉

◎流通及び利用の促進に関する基本方針の策定[3条]

主務大品

- 木材関連事業者の判断の 基準となるべき事項を定 める[6条]。
- 上記事項を勘案して、指導及び助言を行う[7条]。
- 木材関連事業者に対する 報告徴収及び立入検査を 行う[33条]。

◎国の責務[4条]

- ・ 必要な資金の確保
- 情報の収集及び提供
- ・登録制度の周知
- ・事業者及び国民の理解を深める措置等
- ◎適切な連携[31条]
- ◎国際協力の推進[32条]

事業者

◎事業者の責務⇒木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を 利用するよう努めなければならない[5条]

木材関連事業者

・・木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。)をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業・木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者[2条3項]

登録木材関連事業者

• 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる 木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を 用いることができる[8条、13条1項]。

> ※登録を受けた者<u>以外</u>が当該名称又はこれと紛らわしい 名称を用いた場合は罰則あり[13条2項、37条]。

申請

登録

登録実施機関[5章]

今回主務大臣が追加 登録を行った機関

※ 施行日 : 平成29年5月20日